

原規規発第2207137号
令和 4 年 7 月 1 3 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子
炉設置変更許可申請書（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）に関
する意見の聴取について

上記の件について、令和 3 年 1 2 月 1 0 日付け令 0 3 原機(安) 0 1 0（令和
4 年 6 月 1 3 日付け令 0 4 原機（科保） 0 5 4 をもって一部補正）をもって、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（令和 4 年 4
月 1 日付けで小口 正範へ代表者氏名が変更）から、核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 2 6 条第 1 項
の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第 2 6 条第 4 項
において準用する同法第 2 4 条第 1 項各号のいずれにも適合していると認めら
れるので、同法第 2 6 条第 4 項において準用する同法第 2 4 条第 2 項の規定に
基づき、別紙のとおり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委
員会の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和3年12月10日付け令03原機(安)010（令和4年6月13日付け令04原機（科保）054をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（令和4年4月1日付けで小口正範へ代表者氏名が変更）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではないことから、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。